

第 2 9 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 本件異議申立てに至る経過

1 平成27年 5月18日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成27年 4月30日、「平成22年10月25日及び平成23年 3月29日開催のハラスメント審査会、並びに調査委員会等に係る教員Aが事務局総務課人事係から受信したメール及び教員Aの返信したメール等全て」を開示請求したが、事務局総務課庶務係等から教員Aに当該開示対象文書等を照会したメール及び教員Aからの返信メール等教員Aに対象メールの特定を照会したことが分かるもの（以下「本件行政文書」という。）。

2 同年 5月29日、実施機関は、本件行政文書は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 6月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、本件請求に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得していないためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において次のとおり主張している。
(1) 異議申立人は平成27年 4月30日付けで、次の内容の行政文書公開請求（以下「別件公開請求」という。）を行った。

「平成22年10月25日及び平成23年 3月29日開催のハラスメント審査会、並びに調査委員会等に係る教員Aが事務局総務課人事係から受信したメー

ル及び教員Aの返信したメール等全て」。

- (2) これに対し、実施機関は、別件公開請求に該当する行政文書については、条例第7条第1項第5号に該当し、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることを理由として、平成27年5月14日付けで行政文書非公開決定（以下「別件処分」という。）を行った。
- (3) 本件公開請求は、別件処分をするにあたって請求に係る行政文書を特定するための照会を、実施機関総務課庶務係等から教員Aに行ったことが分かる行政文書を求めるものであると考えられる。
- (4) しかしながら、実施機関において、本件公開請求に係る行政文書は作成又は取得されていない。

第4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求趣旨を満たす行政文書を特定することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求に対して、実施機関は「公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない」として、非公開としている。すなわち、実施機関は別件公開請求における開示対象文書等（メール）（以下「別件行政文書」という。）を所持している職員に対して、別件行政文書の特定という行為をしていないということになる。
- (2) 一方、別件公開請求に対して、条例第7条第1項第5号に該当すると非公開としている。すなわち、別件行政文書は存在するが、開示できないということである。
- (3) 以上のことから、実施機関は、別件行政文書を所持している職員に対して、文書の特定という行為をしていないにもかかわらず、存在するが、開示

できないと記した行政文書非公開決定通知書を作成したことになる。別件処分の非公開決定通知書が虚偽公文書ではないことを証明するためにも別件行政文書を特定して開示するべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、電子メールの公開を求める別件公開請求に係る行政文書の特定に関し、対象となっている教員に対して、実施機関から照会したことのわかるものである。

4 行政文書公開請求に係る行政手続について

行政文書公開請求に係る行政手続については、条例を始め、名古屋市情報公開条例施行細則、名古屋市情報公開条例の解釈及び運用、行政文書公開事務取扱要綱及び名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱に規定されている。それらの規程の内、行政文書公開事務取扱要綱には、公開請求に係る行政文書の特定についての所管課等の対応方法、請求書の記載方法について定めた規定が存在するものの、公開請求に係る行政文書を特定する際に、照会を目的とした行政文書の作成を求める規定は実施機関には存在しない。

5 本件行政文書の有無について

(1) 本件行政文書は、上記 3のとおり、電子メールの公開を求める別件公開請求に係る行政文書の特定に関し、対象となっている教員に対して、実施機関から照会したことのわかる行政文書である。

(2) 上記 4のとおり、行政文書公開請求に係る行政手続上、公開請求に係る行政文書の特定の際に、行政文書を作成することを求める規定は存在していない。

したがって、別件公開請求に係る行政文書の特定に関して、口頭等、行政文書を作成しない方法により文書の特定を行うことも通常想定される。

(3) なお、実施機関は、他の不服案件に係る当審査会の調査に対して別件公開請求については、文書の特定を行った形跡はなく、恐らく文書特定はなされていないと推測されるとの旨を回答している。

(4) また、実施機関は、別件公開請求の対象となる教員の送受信メールは組織として共有すべき内容ではなく、また組織的に用いるものとして共有サーバー等で保管している実態もないことから、条例第 2条第 2項に規定する行政文書には該当しないものであったとも当審査会の調査に対して回答している。

6 以上のことから、本件異議申立てに係る行政文書が存在しないとする実施機関の主張は、不合理なものとは認められず、他に特定すべき文書の存在も窺えない。

7 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の有無については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 なお、別件公開請求に関して条例第 7条第 1項第 5号を適用しているということは、別件行政文書が特定されているはずである、という異議申立人の主張には一定の合理性があるものの、上記 5(3) のような事実が認められる。

したがって、別件公開請求に関して、非公開の理由として条例第 7条第 1項第 5号を適用した実施機関の判断には疑義を持たざるを得ないが、上記 7と同様、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
-------	-----

平成27年 6月16日	諮問書の受理
7月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月 7日	弁明意見書の受理
8月20日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
9月18日	反論意見書の受理
令和元年 9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
同日 (第22回第 2小委員会)	調査審議
11月15日 (第23回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 2月21日 (第26回第 2小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 5月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 豊島明子、委員 森絵里